

## IV 生活拠点を移して受ける支援

### 1 介護保険施設以外の施設

#### 69 養護老人ホーム (福祉局事業者指導課)

おおむね 65 歳以上の人で、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、自宅において生活することが困難な人が入所できる施設です。

また、入所者が介護を必要とする状態となった場合には、訪問介護（ホームヘルプサービス）などの在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活を送ることができます。

#### 1 内容

入所者の生活の場として、食事、入浴などの日常生活上の世話をを行います。  
また、レクリエーションや生活向上のための指導も行います。

#### 2 対象者

おおむね 65 歳以上の人で、家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅で生活することが困難であり、かつ、その人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割が課されていないなど経済的に困窮している人

※養護老人ホームに入所する程度の状態にあるかどうかについては、各区の保健福祉センター福祉・介護保険課内老人ホーム入所判定委員会の判定を受けて決定します。

#### 3 費用(自己負担)

入所者本人は収入などに応じて、別表1(P82 参照)の費用を負担していただきます。ただし、140,000 円を上限とします(施設によっては上限が下がるところがあります)。

また、入所者本人とは別に、扶養義務者は課税額に応じて、別表2(P82 参照)の費用を負担していただきます。

ただし、入所する施設や本人の費用負担額によっては、負担額が少なくなることがあります。

#### 4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

申込時に必要なもの

- ①印鑑 ②戸籍謄本 ③住民票 ④健康保険被保険者証・老人医療証  
⑤扶養義務者の税額を証明できるもの ⑥健康診断書 ⑦収入申告書 ⑧申請書 など  
(⑥⑦⑧は申込窓口でお渡しします。)

#### 【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P132 参照)

	施設名	定員	所在地	電話	FAX	備考
1	博多老人ホーム	117	〒811-0201 東区三苫 2-28-41	606-2380	606-2654	
2	今津創生園	90	〒819-0165 西区今津 5324-5	807-5820	807-5821	
3	松月園	50	〒811-1346 南区老司 5-12-4	565-6264	565-2887	盲養護
4	田尻苑	50	〒819-0383 西区大字田尻 2542	807-4448	807-4457	聴覚・言語障害者養護

# IV 生活拠点を移して受ける支援

## 1 介護保険施設以外の施設

【別表1】入所者本人の費用徴収基準(令和4年度)

対象収入による階層区分		費用徴収基準額	対象収入による階層区分		費用徴収基準額
1	～270,000 円	0 円	21	680,001 円～ 720,000 円	34,100 円
2	270,001 円～280,000 円	1,000 円	22	720,001 円～ 760,000 円	37,500 円
3	280,001 円～300,000 円	1,800 円	23	760,001 円～ 800,000 円	39,800 円
4	300,001 円～320,000 円	3,400 円	24	800,001 円～ 840,000 円	41,800 円
5	320,001 円～340,000 円	4,700 円	25	840,001 円～ 880,000 円	43,800 円
6	340,001 円～360,000 円	5,800 円	26	880,001 円～ 920,000 円	45,800 円
7	360,001 円～380,000 円	7,500 円	27	920,001 円～ 960,000 円	47,800 円
8	380,001 円～400,000 円	9,100 円	28	960,001 円～1,000,000 円	49,800 円
9	400,001 円～420,000 円	10,800 円	29	1,000,001 円～1,040,000 円	51,800 円
10	420,001 円～440,000 円	12,500 円	30	1,040,001 円～1,080,000 円	54,400 円
11	440,001 円～460,000 円	14,100 円	31	1,080,001 円～1,120,000 円	57,100 円
12	460,001 円～480,000 円	15,800 円	32	1,120,001 円～1,160,000 円	59,800 円
13	480,001 円～500,000 円	17,500 円	33	1,160,001 円～1,200,000 円	62,400 円
14	500,001 円～520,000 円	19,100 円	34	1,200,001 円～1,260,000 円	65,100 円
15	520,001 円～540,000 円	20,800 円	35	1,260,001 円～1,320,000 円	69,100 円
16	540,001 円～560,000 円	22,500 円	36	1,320,001 円～1,380,000 円	73,100 円
17	560,001 円～580,000 円	24,100 円	37	1,380,001 円～1,440,000 円	77,100 円
18	580,001 円～600,000 円	25,800 円	38	1,440,001 円～1,500,000 円	81,100 円
19	600,001 円～640,000 円	27,500 円	39	1,500,001 円～	150万円超過額×0.9÷12月 (+81,100円) <sup>※</sup> 100円未満切捨て
20	640,001 円～680,000 円	30,800 円			

【別表2】扶養義務者の費用徴収基準(令和4年度)

税額等による階層区分		費用徴収基準額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0 円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0 円	
C1	A階層及びB階層を除き前年分の	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ)	4,500 円
C2	所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600 円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の 所得税課税の者であって、その税 額の年額区分が次の額である者	30,000 円以下	9,000 円
D2		30,001 円から 80,000 円まで	13,500 円
D3		80,001 円から 140,000 円まで	18,700 円
D4		140,001 円から 280,000 円まで	29,000 円
D5		280,001 円から 500,000 円まで	41,200 円
D6		500,001 円から 800,000 円まで	54,200 円
D7		800,001 円から 1,160,000 円まで	68,700 円
D8		1,160,001 円から 1,650,000 円まで	85,000 円
D9		1,650,001 円から 2,260,000 円まで	102,900 円
D10		2,260,001 円から 3,000,000 円まで	122,500 円
D11		3,000,001 円から 3,960,000 円まで	143,800 円
D12		3,960,001 円から 5,030,000 円まで	166,600 円
D13		5,030,001 円から 6,270,000 円まで	191,200 円
D14		6,270,001 円以上	その月におけるその被 措置者にかかる措置費 の支弁額

## IV 生活拠点を移して受ける支援

### 1 介護保険施設以外の施設

#### 70 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）（福祉局事業者指導課）

身体的機能の低下や高齢のため、独立した生活を送るには不安がある高齢者が在宅サービスを利用しながら入居生活する施設です。

車いすを利用しやすい構造など、高齢者に配慮した構造・設備になっています。

また、入所者が介護を必要とする状態となった場合には、訪問介護（ホームヘルプサービス）などの在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活を送ることができます。

#### 1 内容

- 各種相談、在宅サービスの有効な利用についての紹介
- 食事の提供
- 入浴の提供
- 緊急時の対応 など

#### 2 対象者

原則として、60歳以上（夫婦で入所する場合どちらかが60歳以上）の人で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、または高齢などのため独立して生活するには不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な人

#### 3 費用（自己負担額）

○ケアハウス

- ・生活費（食費、光熱水費）……………自己負担額 46,940円
- ・サービスの提供に要する費用（人件費など）…収入などに応じて負担（P84参照）
- ・居住に要する費用（家賃相当額）……………施設が定める額（P84参照）

○A型

- ・生活費（食費、光熱水費など）……………自己負担額 55,280円
- ・サービスの提供に要する費用（人件費など）…収入などに応じて負担（P85参照）

※上記のほか、入居一時金、入居者個人が使用した電気・水道・電話代など、各施設によって設定された額の負担が必要となることがあります。また、サービスの提供に要する費用については施設の定員数などによって異なります。

#### 4 利用方法

利用者とその施設との契約になりますので、入居を希望する人は、直接施設にお申し込みください。

#### 【問い合わせ先】

○ケアハウス（令和4年4月1日現在）

施設名	定員	所在地	電話	FAX
海の中道	150	〒811-0206 東区雁の巣 1-7-25	607-8899	607-8878
光薫寺ビハラー	100	〒813-0023 東区蒲田 5-7-2	691-8111	691-8122

# IV 生活拠点を移して受ける支援

## 1 介護保険施設以外の施設

施設名	定員	所在地	電話	FAX
サンシャイン	20	〒812-0063 東区原田 1-41-1	623-6525	623-6526
多々良川	20	〒813-0024 東区名子 3-23-50	691-8411	691-8420
フレンドピーチ	50	〒813-0035 東区松崎 4-17-1	662-8888	662-8866
月隈一番館	50	〒812-0858 博多区月隈 6-16-11	503-9000	503-8988
エスペランザ	150	〒812-0863 博多区金の隈 3-24-53	504-0155	504-6189
ライフケア大手門	30	〒810-0074 中央区大手門 2-5-15	726-6333	726-6336
はなみずき園	20	〒810-0053 中央区鳥飼 2-4-8	739-3910	732-6765
ビハーラ今泉※	58	〒810-0021 中央区今泉 1-18-15	738-1113	738-1116
* ケアハウスおざさ	18	〒810-0033 中央区小笹 1-14-27	526-2800	526-2802
シティケア長住	20	〒811-1362 南区長住 3-7-1	554-0294	554-0295
油山つばき苑	30	〒814-0155 城南区大字東油山 499-16	861-8870	861-8872
しらさぎ	20	〒814-0103 城南区鳥飼 6-2-16	841-6701	841-6730
シティ・ハウス神松寺	40	〒814-0121 城南区神松寺 1-7-1	874-1294	874-2940
香楠荘※	30	〒811-1102 早良区東入部 2-16-17	803-2080	804-2730
くすの木	32	〒814-0163 早良区干隈 4-18-10	873-7272	873-7273
にじの森	50	〒819-0163 西区今宿上ノ原 16-1	807-3779	807-3721
ケアハウス怡土	50	〒819-0375 西区大字徳永 1065-1	807-7576	807-7579
桜ガーデン生の松原	50	〒819-0055 西区生の松原 3-13-15	881-0090	881-9454
* マイネスハウス福重	29	〒819-0022 西区福重 2-34-5	892-3316	892-3344

\* 地域密着型特定施設入居者生活介護サービス提供施設 (P75 参照)

※の付いた施設については、(介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスも提供しており、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話などを受けることができます。

利用料(月額)

(令和4年4月1日現在)

対象収入による階層区分	生活費	サービス提供に要する費用※参照	居住に要する費用
1 1,500,000 円以下	46,940 円 ※ 冬期加算として 11月～3月に2,150 円が上記の金額に 加算されます。	10,000 円	各施設毎に異なりますので直接施設に 問い合わせてください。
2 1,500,001 円～1,600,000 円		13,000 円	
3 1,600,001 円～1,700,000 円		16,000 円	
4 1,700,001 円～1,800,000 円		19,000 円	
5 1,800,001 円～1,900,000 円		22,000 円	
6 1,900,001 円～2,000,000 円		25,000 円	
7 2,000,001 円～2,100,000 円		30,000 円	
8 2,100,001 円～2,200,000 円		35,000 円	
9 2,200,001 円～2,300,000 円		40,000 円	
10 2,300,001 円～2,400,000 円		45,000 円	
11 2,400,001 円～2,500,000 円		50,000 円	
12 2,500,001 円～2,600,000 円		57,000 円	
13 2,600,001 円～2,700,000 円		64,000 円	
14 2,700,001 円～2,800,000 円		71,000 円	
15 2,800,001 円～2,900,000 円		78,000 円	
16 2,900,001 円～3,000,000 円		85,000 円	
17 3,000,001 円～		92,000 円	

※施設の規模により定められたサービスの提供に要する基本額(月額)がその施設の同費用の最高額となります。

## IV 生活拠点を移して受ける支援

### 1 介護保険施設以外の施設

○A型（令和4年4月1日現在）

施設名	定員	所在地	電話	FAX
長雲荘	100	〒811-0201 東区三苦 2-28-70	607-7231	607-7232
玄洋荘	100	〒819-0383 西区大字田尻 2697-1	807-0850	807-0851

利用料(令和4年4月1日現在・定員 100 人の場合)

対象収入による階層区分	利用料 (月額)	左の内訳	
		生活費	サービスの提供に 要する費用
1 1,500,000 円以下	65,280 円	55,280 円 ※冬期加算として 11 月～3月に 2,150 円が上記 の金額に加算 されます。	10,000 円
2 1,500,001 円～1,600,000 円	68,280 円		13,000 円
3 1,600,001 円～1,700,000 円	71,280 円		16,000 円
4 1,700,001 円～1,800,000 円	74,280 円		19,000 円
5 1,800,001 円～1,900,000 円	77,280 円		22,000 円
6 1,900,001 円～2,000,000 円	80,280 円		25,000 円
7 2,000,001 円～2,100,000 円	85,280 円		30,000 円
8 2,100,001 円～2,200,000 円	90,280 円		35,000 円
9 2,200,001 円～2,300,000 円	95,280 円		40,000 円
10 2,300,001 円～2,400,000 円	100,280 円		45,000 円
11 2,400,001 円～2,500,000 円	105,280 円		50,000 円
12 2,500,001 円～2,600,000 円	112,280 円		57,000 円
13 2,600,001 円～2,700,000 円	119,280 円		64,000 円
14 2,700,001 円～	126,280 円		71,000 円

※「対象収入」… 収入から保険料などの必要経費を控除した額。

# IV 生活拠点を移して受ける支援

## 1 介護保険施設以外の施設

### 71 生活支援ハウス (福祉局高齢福祉課)

居宅で生活することが困難な高齢者に、生活支援機能、居宅機能及び交流機能を総合的に提供します。

#### 1 内容

- (1) 利用者に対し、住居を提供すること。
- (2) 利用者に対する各種相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行うこと。
- (3) 利用者が虚弱化などに伴い、介護保険サービス及び各種保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ利用手続きの援助などを行うこと。
- (4) 利用者と地域住民との交流を促進するための各種事業を行うこと。また、地域交流の場を提供すること。

#### 2 対象者

市内に居住する60歳以上で、次のいずれかに該当する人

- (1) 長期入院中で、退院可能だが自宅での受入れが困難な人
- (2) 同居の家族による援助を受けることが著しく困難であるなど、福祉事務局長が特に必要と認める人
- (3) 市内の特別養護老人ホームに入所中で、非該当または要支援の認定を受け、退所する必要があるが自宅での受入れが困難な人

#### 3 費用(自己負担)

収入に応じて、下表の利用者負担(1月あたり)があります。

なお、光熱水費などの実費が別途必要です。

対象収入による階層区分		利用者負担 月額	対象収入による階層区分		利用者負担 月額
A	1,200,000 円以下	0 円	H	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
B	1,200,001 円～1,300,000 円	4,000 円	I	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
C	1,300,001 円～1,400,000 円	7,000 円	J	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
D	1,400,001 円～1,500,000 円	10,000 円	K	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
E	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円	L	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
F	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円	M	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
G	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円	N	2,400,001 円以上	50,000 円

#### 4 実施施設

名称	定員	所在地	電話	FAX
油山福祉の里	11	〒814-0155 城南区大字東油山 499-16	861-8788	861-8872
シティケア長住	10	〒811-1362 南区長住 3-7-1	554-0294	554-0295
寿生苑	9	〒819-0383 西区田尻 2705-1	806-8822	806-9001

#### 5 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申込みください。

申込時に必要なもの…①戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③申請書 ④健康診断書

⑤収入申告書 など

(③④⑤は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

#### 【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P132 参照)